

人・農地プラン実質化の推進に向けた5者連携による取組事項

- 市町村
 - ・ 市町村は、人・農地プランの取りまとめ役として、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等による連携体制を整え、その円滑な運営に取り組む。
 - ・ これらの団体の協力を得て、令和2年度末までに大宗の地域で人・農地プランの実質化が図られるよう推進する。
- 農業委員会
 - ・ 農業委員会は、農地中間管理事業法改正で、その役割を明確に位置付けたところであり、地域の話合いが円滑に進むように、現場における実質化の取組を推進する。
 - ・ 農地のマッチングや農地中間管理機構の活用につながるよう、農地利用の意向把握に徹底して取り組む。
- 農地中間管理機構
 - ・ 農地中間管理機構は、人・農地プランの実質化に向け、地域の話合いへの積極的な参画や、借受希望者の情報提供などに取り組む。
 - ・ 特に、取組が一巡したとの声がある中、次のステップに向け、自ら集積・集約の機運を高め、案件形成を進める。
- 農業協同組合
 - ・ 農業協同組合は、これまでも集落営農の組織化・法人化や新規就農者の育成、経営継承を推進。
 - ・ 将来の地域農業を担う「人」をどう育成・確保していくかという観点から、農地の利用調整等にも取り組みつつ、地域実態に応じて集落を単位とした実質化に向けた話合いに参加・協力するとともに、果樹や園芸等の生産部会を単位とした「将来の産地の担い手」に関する話合いにコーディネート機能を発揮する。
- 土地改良区
 - ・ 土地改良区は、担い手への農地集積・集約化において最も効果的な手法である基盤整備を実施。
 - ・ 基盤整備に向けた合意形成のプロセスは、実質化のプロセスと同じであり、地域の話合いの場として有効であることから、これに取り組む地域をサポートして実質化を推進。